

## 健康福祉委員会行政視察概要

1 観察月日 平成29年5月10日（水）～5月11日（木）

### 2 観察先及び観察事項

・岡山市

日時 5月10日（水）

- 観察事項 (1) 岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区～AAA（トリプルエー）シティおかやま～について  
(2) デイサービス改善インセンティブ事業について  
(3) 介護予防ポイント事業・サポートーポイント事業について  
(4) 主な質疑内容等

・京都市

日時 5月11日（木）

- (5) 京都動物愛護センター「動物愛ランド・京都」  
(6) 主な質疑内容等

### 3 観察委員

（委員長）勝又光江（副委員長）老沼純（委員）嶋崎嘉夫、吉沢章子、花輪孝一、浜田昌利、河野ゆかり、市古映美、雨笠裕治、露木明美、渡辺あつ子

### 4 観察概要

(1) 岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区～AAA（トリプルエー）シティおかやま～について

(2) デイサービス改善インセンティブ事業について

(3) 介護予防ポイント事業・サポートーポイント事業について

説明者：岡山市保健福祉局医療政策推進課医療福祉戦略室長

岡山市保健福祉局地域包括ケア推進課長補佐

※一括して説明を受けた。

#### ○ 岡山市を取り巻く現状

岡山市の人口は、平成29年3月時点  
で約72万人であり、65歳以上の人口  
は24.8%となっている。平成32年  
には、市内の人口がピークを迎える人口減  
少期に入ることが、推測されている。

介護保険を取り巻く状況としては、6



5歳以上被保険者は14年間で約7万人（68%）増加し、要介護認定を受けている者は2万人強（約2・3倍）増加した。認知症高齢者は現在の2万人から平成37年には3万人になると見込まれている。介護給付費は15年間で約2・8倍になり、現在、月額6,100円の介護保険料も平成37年には9,000円程度になると見込まれている。

単身高齢者数と高齢者人口の割合は、高齢者のいる世帯の26・2%が単身世帯、24%が高齢者夫婦世帯であり、「老老介護・認認介護」といった問題も発生しつつあるのが岡山市を取り巻く現状である。

#### （1）岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区～AAA（トリプルエー）シティおかやま～について

平成25年2月に国から総合特区の指定を受けた。（指定期間は平成29年度末まで）

本事業は、高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築を目指していることから、在宅に特化している。

「介護保険制度への質の評価制度の導入」、「在宅に特化したサービスの創設」、「介護機器の実用化されている技術を保険給付に組み込みマーケットを拡大するとともに新しい在宅サービスのケアモデルの構築すること」を柱としている。

市は、在宅に特化した規制緩和等を求める11項目を提案し、うち、5項目について提案が実現したため、以下の5項目を中心に説明を受けた。

##### ア デイサービス改善インセンティブ事業

##### （2）参照

##### イ 最先端介護機器貸与モデル事業

現行の介護保険の福祉用具貸与対象は、車いす、杖、ベット等、13種目に限られるが、コミュニケーション型介護ロボットや見守りシステムなどの最先端介護機器を岡山市が金額を負担することにより、利用者には1割負担で貸与を行い、利用できるようにするもの。利用者から得たデータをもとに効果を検証し、その有効性を国に示すことにより、将来的には介護保険の適用対象にする取組である。

現在までの延べ利用者数は約490人となっており、平成29年4月時点では、約200人の利用にとどまっている。

事業開始に比べ、対象の機器は増えたものの、利用件数が増えていない機器もあり、国に対して有効性を示すにはデータを増やしていくことが求められている。

今後は、特区の認定期間が平成29年度末に終わるため、その後の継続申請に向けて検討を行っている。

##### ウ 介護予防ポイント事業

### (3) 参照

#### エ 医療法人による配食サービス実施事業

医療法人の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者に対して、宅配や弁当の持ち帰りをさせることにより、利用者は栄養バランスのとれた食事の提供を受けることができる取組である。治療の効果が高まり、医療機関による在宅での食事療法が一般化することで、長期入院が減り、在宅療養者が増加し、医療費抑制効果が期待できると見込まれている。

現在、市内では3か所の診療所のみの実施にとどまっており、今後は制度のPRを行い、拡大していくことが求められている。

#### オ 訪問看護・介護事業者に対する駐車許可単素化事業

訪問看護・介護事業者等が利用者の緊急の求めに応じて行う緊急訪問等について、駐車許可の手続きの簡素化を図る事業である。

周知不足な点が否めず、今後、制度のPR告知を丁寧に行っていく必要がある。



#### (2) デイサービス改善インセンティブ事業

##### ア これまでの取組

###### ・平成25年度の取組

利用者の要介護が重くなればなるほど、報酬が増える仕組みである現行の介護保険制度ではなく、要介護状態の軽減に資する取組をした事業者に対して報酬上のインセンティブを与える仕組みの創設を要望する協議を厚生労働省に対して行った。

しかし、特区といえども、介護報酬の上げ下げを特例として実施することは困難であり、また、要介護度の指標を行うと、事業所による利用者の選別が起こる可能性があるとの理由から見直しを求められた。

そこで、アウトカム評価だけに着目するのではなく、プロセスや、ストラクチャーも評価することが重要であるとの考えに至り、厚生労働省の補助金を活用し、通所介護サービスの質を評価する指標の調査研究を実施することとなった。

その結果、有効性、客観性、数値化可能性、事業所の負担等を総合的に考慮し、5つの評価項目及び評価指標から指標が完成した。

###### ・平成26年度の取組

前年度に作成した指標を基に市内のデイサービス事業者に本事業への参加の有無を調査したところ、約290の事業所のうち151の事業所が参加の意思を示した。指標を達成した事業所は60事業所に上り、インセンティブ

の付与として3月に公表を行った。

・平成27年度の取組

平成25年度に作成した指標による評価に併せてアウトカムによる評価も付加した。本年度は153の事業所が参加の意思を示し、72の事業所が指標を達成し、公表を行った。また、アウトカム評価の上位事業所については、奨励金の付与を行った。

・平成28年度の取組

前年度までの指標の見直しを行い、「DASCモデル事業への参加の有無」という項目を策定した指標に変更を行った。昨年度と同様に指標による評価及びアウトカムによる評価を行った結果、164事業所の参加で、72事業所が指標の達成を行うことができた。なお、今年度からインセンティブの付与の見直しを行い、参加事業所は市のHP上で連絡先等を一覧で公開することとした。指標達成事業所は、連絡先等の一覧での公開に加え、市のHPで個別に事業所の理念やPRを公表することとした。さらに、指標達成事業かつアウトカム評価上位事業所については、一覧での公開、個別の公開に加え奨励金の付与を行った。

HP上の公開は、事業者及び利用者からの評判がとても良いため、今後、さらに積極的に情報の発信を検討している。

・平成29年度の取組

基本的には、平成28年度と同様に実施している。

イ 介護サービス質の評価先行自治体検討協議会

利用者の状態が維持・改善した場合に介護サービス事業者へインセンティブ付与を実施している自治体の取組状況の情報を共有し、持続可能な介護保険制度に向けた政策提言を行うことを目的として、平成27年度の夏頃に岡山市が各自治体に働きかけを行い立ち上げた協議会。(川崎市も参加している。)

平成28年12月に厚生労働省へ介護サービス質の評価に向けた政策提言を行った。

ウ 効果

要介護者の状態像の変化は、評価指標を達成した事業所が、より改善しており、参加事業者と非参加事業所について、一人当たりに係る給付費を比較すると参加事業所の方が低く、さらに指標達成事業所は、取組開始前と後で比較した場合、一人当たりに係る給付費の減額及び減額率が大きく、取組の効果が見られた点が挙げられる。

### (3) 介護予防ポイント事業・サポートポイント事業

#### ア 概要

①介護予防ポイント事業とは、平成26年1月にスタートした事業である。

本事業は、市に居住する65歳以上の第1号被保険者で、過去に要介護（要支援）認定を受けていたが、現在認定を受けていない人。もしくは、要介護（要支援）認定を受けているが、介護サービスを使っておらず、認定の取り消しを行った人が対象である。



対象者は市への登録を完了後、指定のフィットネスクラブ等で健康づくりを行った際に、金銭や商品券等との交換が可能なポイント（1回の活動で1ポイント）を得られることができる事業である。

②サポートポイント事業とは、平成26年5月にスタートした事業である。

本事業も対象者は、市に居住する65歳以上の第1号被保険者である点は上記の介護予防ポイント事業と変わらないが、過去の要介護（要支援）認定の有無は関係なく、市が実施しているサポート養成講座の修了者であることが、条件である。

こちらの事業も対象者は、市への登録後、介護予防事業のサポート活動を行った際に、同じくポイント（1回の活動で5ポイント）を得られることができる事業である。共に、金額にすると1ポイントあたり50円に換金でき、ポイント上限は120ポイントとなっている。

両事業の目的としては、健康づくりや介護予防に積極的に取り組む高齢者を増加させ健康寿命の延伸を図り、結果的に要介護（要支援）認定者数及び介護給付費の抑制効果を期待するものである。

#### イ 平成28年度事業実績

①介護予防ポイント事業は市への登録者25名に対し、活動実績のある市民は18名であり、活動実績は1,867回であった。活動者は少ないが、活動している市民での平均は100回を超えていている。

②サポートポイント事業は市への登録者34名に対し、活動実績のある市民は32名であり、活動実績は476回であった。

#### ウ 課題と今後の検討について

課題としては、両事業とも登録者が低迷している。特に①介護予防ポイント事業については、上述のとおり、過去に要介護（要支援）認定を受けていたが、

現在認定を受けていない人。もしくは、要介護（要支援）認定を受けているが、介護サービスを使っておらず、認定の取り消しを行った人が対象であり、極めて限定的である点がネックとなっており、登録者を増やすことは困難である。登録者が少ないとによる実績低迷によるコストパフォーマンスの悪化が引き起こされ、さらに特区構想に伴う事業のため、特区認定期間終了後の事業の在り方が今後の検討課題である。

(4) 主な質疑内容等

(委 員) コミュニケーション型介護ロボットの目指すべき方向性について

(説明者) 現在、介護ロボットは保険適用ではないため、特区の制度を利用し、市が財政負担を行うことによって、利用者には1割の負担をお願いしている。

利用者を増やし、データを集めて国に対し、保険適用となるよう働きかけを行いたいが、利用者が少ないため、データもまだ不十分である。

在宅を想定しているため、利用者は個人を想定しているが、施設に対しても利用の働きかけも検討している。

また、特区の期限が今年度末で終了することから、来年の3月以降の対応を検討している。

(委 員) 特区が今年度末で終了する中、国に対するエビデンスの集め方について

(説明者) D A S K調査を行うだけではなく、事業参加者一人ひとりを調査し、数字で追っていく取り組を進め始めている。それらのデータを集め、最終的には国に対して政策提言することを検討している。

(委 員) 特区の延長に関する検討状況について

(説明者) 延長の申請を念頭に考えており、今年度の夏頃までに結論を出す予定である。今回の特区事業のうち、実現した提案はデイサービス改善インセンティブ事業等の5項目であったが、これらの継続、更なる新たな項目の設定等を含め、検討している。

(委 員) 岡山市が中心となり介護サービス質の評価先行自治体検討協議会を立ち上げた経緯について

(説明者) デイサービス改善インセンティブ事業を行っていく中で、同じようなインセンティブを取り入れた取組を実施している自治体と情報交換を行うことでより精度の高いサービスを提供できると考えたことがきっかけである。まず、品川区へ声をかけ、続いて、川崎市等にも声をかけ、現在の7自治体になっている。

現在では、北九州市が本協議会に興味を示しているとの話も聞いている。

(委 員) 介護サービス質の評価先行自治体検討協議会の今後の活動について

(説明者) 毎年、年1回は情報交換を行いたいと考えているため、テーマはまだ決定していないが今年度も7月～10月の間で一度、情報交換の場を設定したいと考えている。長期的な予定としては、次回の報酬改定が予定されている平成33年度に向けて活動を続けていく予定である。今後は、提言内容に重みを持たせる意味でも現在の7自治体だけでなく、さらに多くの自治体に参加いただけるよう働きかけていきたい。

(委 員) 介護予防ポイント事業の対象者を限定した背景及び今後の対応について

(説明者) 岡山市として、当初は介護状態になるリスクの高い二次予防対象者全体を

対象者としたいと考えていたが、国の同意が得られず、対象要件を限定することになった。

今後は介護の予防といった観点からも特区とは別に対象者を拡大する取組を検討している。

(委 員) 介護予防ポイント事業で対象者がフィットネスクラブ等を利用した際の施設の利用料金の負担割合について

(説明者) 施設の利用料は、対象者が 100% 自己負担している。

(委 員) 保険医療分野で注目を集めている A I を活用した事業展開について

(説明者) A I に関しては担当者レベルでは注目している。今後の事業展開で検討していきたいと思う。

(委 員) 医療法人による配食サービス実施事業の課題について

(説明者) 市の周知が足りなかつたため、本事業に 3 医療機関のみの参加となってしまった。今後 P R を積極的に行う等、事業の周知が求められている。

## (5) 京都動物愛護センター「動物愛ランド・京都」

説明者：京都動物愛護センター所長

京都動物愛護センター所長補佐

京都動物愛護センター担当係長



### ア 施設の概要

京都動物愛護センター（以下、「センター」という。）は、全国初となる、都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設である。

センターの特色としては、最寄り駅から徒歩5分と交通アクセスが良く、全体面積が1万m<sup>2</sup>以上と広大な面積を誇り、ドックランと夜間動物救急センターを併設しており、犬44頭、猫80頭までが収容可能である。

また、太陽光発電システムの導入、施設内LED照明の設置、地中熱利用システムの導入など、省エネ設備を積極的に取り入れ、温室効果ガスの排出量の削減を図っている。



### イ 利用状況等について

センターの特徴として、動物愛護の啓発として毎月センターでイベントを実施し、犬猫の譲渡の取組を行っており、動物との触れ合いを目的としていないところが、他県の動物愛護センターと異なっている。

犬猫の譲渡に関しては、何かあったときに対応することができないと困るため、府民以外の方には譲渡は行っておらず、万が一、飼い主が病気等で飼えなくなってしまった時の代わりの飼い主の設定を行ってもらっている。また、譲渡人の住所等も調べ、例えば、住居がマンションであった際には、管理規約等ペットが飼育できることの証明を求めるなど、徹底している。特に問題なく譲渡が可能とセンターが判断した場合、1週間のトライアル期間を経て、正式に譲渡が完了する。

こうした取組によって、平成27年度は年間、犬148頭、猫202頭が新しい飼い主の下へ譲渡された。

その反面、センターで保護したが、やむなく殺処分した件数は、同じく平成27年度で、犬45頭、猫1,148頭に上る。

なお、センターでは殺処分は行わず、府のセンター（昭和63年に建設された施設であり、現在は当センターの支所扱い）で行う。犬の殺処分の理由は、末期の病気で苦しんでいる。または、野犬で飼育が不可能な場合が多く、猫は生み落

としの子猫や、交通事故等で瀕死の重傷を負っているケースが多い。

#### ウ 管理・運営について

府及び市の職員だけでなく、関係団体や民間企業、ボランティアスタッフの皆様の協力の下、センターの管理・運営を行っている。

ボランティアの募集には、募集人数以上の応募があり、平成25年度に50人募集した際には、約130人の応募があった。書類選考、面接等を行い、選定を行ったが、プロの動物トリマー等の方の採用は行われず、主に動物が好きな一般の方をボランティアスタッフとして採用した。

ボランティアスタッフは、センターの掃除や犬の散歩などの管理活動だけでなく、普及啓発活動の一環としての機関紙「アイランド通信」の作成も行っている。

また、府及び市の獣医師会とも良好な関係が築けており、獣医療機械の寄付等がある。



#### エ 今後の予定・課題等

近隣の民家から犬、猫の鳴き声による騒音の苦情が寄せられており、防音フェンスを設置する等の対応を行っているが、予算との関連で施設全面に防音フェンスを設置することは難しく、今後の対応を検討している。

### (6) 主な質疑内容等

#### (委 員) ドックランのネーミングライツについて

(説明者) 平成27年11月に日本ヒルズ・コルゲート株式会社とネーミングライツに係る契約を締結し、センターのドックランは「ヒルズドックラン」としている。また、ネーミングライツの募集をした際に手を挙げた企業は上記の会社のみであり、契約期間は10年、契約料は50万円／年となっている。また、年間800万円分の餌代の寄付もいただいている。

#### (委 員) 地域猫の取組について

(説明者) 地域猫の取組は行っているが、まず、自治会の了解が必要であり、了解が得られたとしても、餌やり、糞尿の始末の問題があるため、地域猫を実施するのはハードルが高いのが現状である。

#### (委 員) センターの職員の割合について

(説明者) センターは府の職員8人、市の職員15人となっている。市の職員が多い

理由として、動物取扱業務が市の場合はセンターのみで行えばよいのに対し、府の場合はその他の地域でも業務を行わなければならないためである。

(委 員) 動物愛護法第35条における引取り拒否について

(説明者) センターでは、犬猫等販売業者や飼い主から引取りを求められた場合、法律にのっとり引取りを拒否している。但し、飼い主等が亡くなり、また、親族等も全くいない場合など例外的な場合は、犬猫を引取る可能性もある。

(委 員) 譲渡の際の年齢制限について

(説明者) 年齢制限は設けていないが、状況によっては、個別・具体的に判断する場合もある。